

平成30年9月28日

第11回

須崎市農業委員会総会 議事録

	会 長	事務局長	次 長	係
仰 裁				

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2
2. 開会日時 平成30年9月28日(金) 午後2時
3. 出席委員 (農業委員7名) 市川会長 中西職務代理者 堅田委員 山口委員  
山崎委員 笹岡委員 中村委員  
(推進委員7名) 市川(孝)委員 森光委員 中平委員  
鍋島委員 谷脇(督)委員 谷本委員 森田委員
4. 欠席委員 (農業委員1名) 谷脇(裕)委員  
(推進委員1名) 青木委員
4. 出席職員 (事務局2名) 小野局長 国広次長  
(農林水産課1名) 盛光主幹
5. 議 案 議案第1号 非農地証明について  
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について  
議案第3号 農用地利用集積計画について(諮問)  
議案第4号 農用地利用配分計画案について(諮問)
6. その他 報告事項(1) 農地の時効取得について

開会宣言	市川会長 只今から平成 30 年第 11 回須崎市農業委員会総会を開催いたします。
開会挨拶	小野局長 それでは第 11 回須崎市農業委員会となります。尚、13 番谷脇（裕）委員は今日欠席と言う風に連絡を頂いておりますのでご報告をいたします。それから 4 番青木委員に付きましてはまだ見えてないですが、もう時間になりましたので開催をしたいと思います。宜しくお願いいたします。
議 長	市川会長 朝晩本当に暑い日が続いておりましたが、急に涼しくなったり、冬のような寒さが来たりして大変だと思います。それぞれ皆さんの日々の農作業が多忙の事と思います。本日は第 11 回の定例総会でございます。議案は第 4 号でございますので、慎重にご審議頂きますようによろしくお願いたします。それでは日程第 1 議事録署名人の選任について、でございますがいかがいたしましょう。別に無い様でございましたら、いつもの様に私の方で指名させて頂いてよろしいでしょうか。
採 決	農業委員（異議無し）多数。
議事録署名	市川会長 ご異議無しと言う事でございますので、本日の議事録署名人は 9 番鍋島委員さん、10 番中平委員さん、よろしくお願いたします。それでは日程第 2 の議事に入らせて頂きます。議案第 1 号非農地証明について、を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
議案説明	小野局長 議案第 1 号非農地証明について。下記のとおり非農地証明願いを受理したので、審議のうえ意見を求める。平成 30 年 9 月 28 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。  記  (1)申請者 住所 ○○○○○○○○○○○番地 氏名及び件数 ○ ○○○ 1 件 (2)申請受理面積 畑 119 m <sup>2</sup> 合計 119 m <sup>2</sup>  番号 1 申請人 地区 ○○ ○○○○○○○○○○○番地 ○ ○○○

	<p>土地の所在地 須崎市西糺町 180 番</p> <p>土地の表示 地目 畑 面積 119 m<sup>2</sup></p> <p>事由 申請地には、昭和 35 年月日不詳頃に建築した建物が建っていたが、その建物は取り壊し、現在は木造スレートぶきの平屋の宅地となっており、非農地化している。</p> <p>確認委員 谷本 清久 山崎 厚志</p>
議 長	<p>市川会長</p> <p>この件について、確認委員さんのご意見をお願いします。</p>
意 見	<p>11 番谷本委員（推進委員）</p> <p>〇〇〇〇〇〇〇の〇〇さんから連絡があって、見てほしいから来てくれと言う事で山崎委員さんと自分とで 9 月 1 日この場所に行って来ました。この場所はゆたかの昔の南の出入り口の真ん前で、それこそ昔の 32 年前の昔は家はなくまだ国道沿いの〇〇さんが言うには 35 年経った時も、第 5 条に従ったから何の問題もないとの事です。</p>
議 長	<p>市川会長</p> <p>お聞きの通りでございますが、この件についてどなたかご質問ご意見ございませんでしょうか。</p>
意 見	<p>8 番森光委員（推進委員）</p> <p>原案承認。</p>
審 議	<p>市川会長</p> <p>原案承認という事でございますが、これにご異議ございませんでしょうか。</p>
採 決	<p>農業委員（異議無し）多数。</p>
議 長	<p>市川会長</p> <p>ご異議がないようでございますので、議案第 1 号非農地証明については原案を承認することと決定いたします。どうもありがとうございました。</p> <p>続きまして、議案第 2 号農地法第 3 条の規程による許可申請の審議について、を議題といたします。事務局のご説明をお願いします。</p>
議案説明	<p>小野局長</p>

議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について。農地法第 3 条の規定による許可申請を下記のとおり受理したので、審議のうえ意見を求める。平成 30 年 9 月 28 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。

記

(1)申請者 住所 ○○○○○○○番地  
 氏名及び件数 ○○ ○○ 他 3 件  
 (2)申請受理面積 田 519 m<sup>2</sup> 畑 3,428 m<sup>2</sup> 合計 3,947 m<sup>2</sup>

番号 1 申請人 譲渡人 地区 ○○○ 住所氏名 ○○○○○○○○番○号  
 ○○ ○○  
 譲受人 地区 ○○○ 住所氏名 ○○○○○○○番地  
 ○○ ○○

土地の所在地 須崎市押岡字大畑 471 番  
 土地の表示 地目 台帳 畑 現況 畑 面積 434 m<sup>2</sup>  
 事由 売買  
 耕作面積 (a) ○.○ a  
 稼動力 (人) ○/○

番号 2 申請人 貸人 地区 ○○ 住所氏名 ○○○○○○○○○○○番地  
 ○○ ○○  
 借人 地区 ○○○○ 住所氏名 ○○○○○○○○○番地○  
 ○○ ○○

土地の所在地 須崎市多ノ郷字エボシイワ甲 2303 番 3  
 土地の表示 地目 台帳 畑 現況 畑 面積 335 m<sup>2</sup>  
 土地の所在地 須崎市多ノ郷字隠宿甲 2431 番 1  
 土地の表示 地目 台帳 田 現況 畑 面積 506 m<sup>2</sup>  
 土地の所在地 須崎市多ノ郷字小路口甲 1583 番  
 土地の表示 地目 台帳 田 現況 田 面積 519 m<sup>2</sup>  
 土地の所在地 須崎市多ノ郷字大師堂甲 2177 番 1  
 土地の表示 地目 台帳 畑 現況 畑 面積 463 m<sup>2</sup>  
 土地の所在地 須崎市多ノ郷字大師堂甲 2178 番 1  
 土地の表示 地目 台帳 畑 現況 畑 面積 32 m<sup>2</sup>  
 土地の所在地 須崎市多ノ郷字寺山甲 2983 番  
 土地の表示 地目 台帳 田 現況 畑 面積 674 m<sup>2</sup>  
 土地の所在地 須崎市多ノ郷字矢羽田甲 5530 番 8

土地の表示	地目	台帳	田	現況	畑	面積	367 m <sup>2</sup>
土地の所在地	須崎市桐間東 52 番						
土地の表示	地目	台帳	畑	現況	畑	面積	419 m <sup>2</sup>
合計	8 筆						
面積 (m <sup>2</sup> )	3,315 m <sup>2</sup>						
事由	使用貸借権の設定						
耕作面積 (a)	〇.〇 a						
稼動力 (人)	〇/〇						
番号 3 申請人 譲渡人 地区 〇〇〇〇 住所氏名 〇〇〇〇〇〇〇〇番〇号 〇〇 〇〇							
	譲受人	地区	〇〇〇〇	住所氏名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地〇	〇〇	〇〇
土地の所在地	須崎市妙見町 245 番 1						
土地の表示	地目	台帳	田	現況	畑	面積	18 m <sup>2</sup>
土地の所在地	須崎市妙見町 261 番 2						
土地の表示	地目	台帳	畑	現況	畑	面積	40 m <sup>2</sup>
土地の所在地	須崎市妙見町 262 番 2						
土地の表示	地目	台帳	畑	現況	畑	面積	12 m <sup>2</sup>
土地の所在地	須崎市妙見町 678 番 1						
土地の表示	地目	台帳	畑	現況	畑	面積	31 m <sup>2</sup>
合計	4 筆						
面積 (m <sup>2</sup> )	101 m <sup>2</sup>						
事由	売買						
耕作面積 (a)	〇.〇 a						
稼動力 (人)	〇/〇						
番号 4 申請人 譲渡人 地区 〇〇〇 住所氏名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇							
	譲受人	地区	〇〇〇	住所氏名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地	〇〇	〇〇〇
土地の所在地	須崎市吾井郷字大沢乙 2513 番						
土地の表示	地目	台帳	畑	現況	畑	面積	97 m <sup>2</sup>
事由	売買						
耕作面積 (a)	〇.〇 a						
稼動力 (人)	〇/〇						

<p>補足説明</p>	<p>国広次長</p> <p>それでは補足説明をします。議案書 4 ページ、5 ページをお願いします。全ての申請について、法定の添付書類は整っております。</p> <p>番号 1 番については、譲渡人から譲受人へ、売買により農地○筆の所有権が移転されるものです。譲受人の経営面積は現在〇.〇 a ですので、下限面積は上回っております。許可後は対象地において、露地野菜の栽培等を行うとのことです。</p> <p>番号 2 番、3 番については、借人・譲受人が同じでありますので併せて説明します。まず、番号 2 については、親子間で計〇.〇 a、農地○筆の使用貸借を結び、引続き、柿、みかん等の栽培を行って行くとのことです。また、番号 3 については、売買により農地○筆の所有権が移転されますが、許可後の経営面積は、番号 2 番 3 番を合わせまして〇.〇 a になり下限面積は上回ります。所有権移転後は対象地において、露地野菜の栽培を行うとのことです。</p> <p>番号 4 番については、譲渡人から譲受人へ、売買により農地○筆の所有権が移転されるものです。譲受人の経営面積は現在〇.〇 a ですので、下限面積は上回っております。許可後は対象地において、露地野菜の栽培を行うとのことです。それでは、全ての申請について、農地法第 3 条第 2 項に照らし合わせて順番に確認していきます。</p> <p>第 1 号全部効率利用。借人・譲受人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。第 2 号農業生産法人以外の法人、第 3 号信託については適用ありません。第 4 号農作業常時従事については、十分に農作業に従事すると見込まれます。第 5 号の下限面積は、問題ありません。第 6 号転貸(てんがし)にも該当しません。第 7 号地域調和ですが、本件の権利取得によって周辺の農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上、すべての案件について、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しているものは、見受けられないと思われまます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>市川会長</p> <p>この件について関係委員さんのご意見がございましたら、順次お願いいたします。</p>
<p>意 見</p>	<p>16 番市川会長（農業委員）</p> <p>番号 1 は私が現地確認へ行きました。農地として確認をしておりますので問題ありません。</p> <p>15 番市川（孝）委員（推進委員）</p> <p>番号 2・3 については、昨日ちょうど中西委員さんと一緒に見に戻って来ました。別に</p>

	<p>問題は無いと思います。</p> <p>7 番谷脇（督）委員（推進委員） 番号 4 ですが、〇〇の〇〇へ行く途中の〇〇〇〇〇〇さんのところのハウスの下の角っこで、野菜を作って売ったり別にこれは問題ないと思います。</p>
議 長	<p>市川会長</p> <p>皆さんの方で何かご質問ご意見はございませんでしょうか。無いようでしたら、この件についてどなたかご意見をお願いいたします。</p>
意 見	<p>10 番中平委員（推進委員）</p> <p>議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について意見を述べさせていただきます。申請者の住所氏名ですが、〇〇〇〇〇〇番地〇〇〇〇さん他 3 件ですが、先程十分審議をいたしました所、問題ないと言う事でございますので、許可を与えたいと思います。</p>
審 議	<p>市川会長</p> <p>別に問題が無いようございますので、許可を与えると言う事で、それにご異議ございませんでしょうか。</p>
採 決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議 長	<p>市川会長</p> <p>ご異議無いようございますので、議案 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の審議についてでございますが、別に問題も無いと言う事でございますが、原案通り許可を与える事といたします。どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、議案第 3 号農用地利用集積計画について（諮問）を議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
議案説明	<p>小野局長</p> <p>それでは、6 ページをご覧ください。議案第 3 号農用地利用集積計画について（諮問）上記のことについて、須崎市市長より別冊のとおり諮問があったので、審議のうえ意見を求める。平成 30 年 9 月 28 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。別冊の通り。以上です。</p>
補足説明	<p>農林水産課 盛光主幹</p> <p>別冊の方をお願いします。</p>

農用地利用集積計画書（案）平成 30 年度第 5 号農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定める。平成 30 年 9 月 28 日須崎市長職務代理者 須崎市副市長 横島浩治。

整理番号 30-6.30-7

利用権設定等を受ける者 住所氏名 ○○○○○○○○ ○○ ○○  
農作業従事日数 300 日  
経営耕地面積 農地 2,606 m<sup>2</sup>  
利用権設定等面積 農地 3,206 m<sup>2</sup>  
農地 1,259 m<sup>2</sup>  
合計 農地 7,071 m<sup>2</sup>  
農作業従事者 農業専従者 ○名  
(内 15 歳以上 60 歳未満の者○名)

利用権設定等申出書

利用権の設定を受ける者 ○○ ○○ 生年月日 昭和○年○月○日  
○○○○○○○○○

利用権の設定をする者 ○○ ○○○ 生年月日 昭和○年○月○日  
○○○○○○○○○

聴取確認欄

1. 通作距離 1～10 km未満
2. 権利の種類 貸借権設定（通年）
3. 借受人の分類 個人 世帯員
4. 貸付人の分類 個人
5. 中核農家の該当の有無（借受人） 有
6. 権利の設定移転の事由 相手方の要望
7. 経営規模（農地面積） 借人 0.3～0.5ha 貸人 不耕作
8. 経営改善計画の認定の有無（借受人） 無

利用権を設定する土地 所在 須崎市下分長竹字広坪乙 135  
(30-6) 現況地目 田 面積 456 m<sup>2</sup>

所在 須崎市下分長竹字広坪乙 136  
現況地目 田 面積 366 m<sup>2</sup>

所在 須崎市下分長竹字広坪乙 141  
現況地目 田 面積 1,067 m<sup>2</sup>

所在 須崎市下分長竹字堤添乙 207  
現況地目 田 面積 714 m<sup>2</sup>

所在 須崎市下分長竹字柳ヶ久保乙 103-イ

	<p>現況地目 田 面積 33 m<sup>2</sup>          所在 須崎市下分長竹字柳ヶ久保乙 104-1          現況地目 田 面積 281 m<sup>2</sup>          所在 須崎市下分長竹字柳ヶ久保乙 105-1          現況地目 田 面積 270 m<sup>2</sup>          所在 須崎市下分長竹字柳ヶ久保乙 106-3          現況地目 田 面積 19 m<sup>2</sup>          所在 須崎市下分長竹字西川原乙 192-1          現況地目 田 面積 1,259 m<sup>2</sup>          ※ 貸付人 ○○○○様 (○) 相続人 ○○○○○</p> <p>利用権を設定する土地 (30-7) 設定する利用権 内容 水稻</p> <p>期間 平成 30 年 10 月 1 日～平成 35 年 9 月 30 日 5 年間          借賃 ○○○. ○○○.○○          借賃の支払方法 ○○○○○○          利用権の種類 賃借権          当事者間の法律関係 賃貸借</p> <p>整理番号 30-8</p> <p>利用権設定等を受ける者 住所氏名 高知市丸ノ内 1 丁目 7 番 52 号          公益財団法人 高知県農業公社          理事長 西岡 幸生          利用権設定等面積 農地 1,211 m<sup>2</sup></p> <p>利用権設定等申出書</p> <p>利用権の設定を受ける者 ○○○○○○ ○○○○○○○ ○○○ ○○ ○○          ○○○○○○○○丁目○番○号</p> <p>利用権の設定をする者 ○ ○ ○○○○○○○○番地</p> <p>利用権を設定する土地 所在 須崎市下分字大畠甲 3119          現況地目 田 面積 1,211 m<sup>2</sup></p> <p>設定する利用権 内容 野菜          期間 平成 30 年 10 月 1 日～平成 40 年 9 月 30 日 10 年間          利用権の種類 使用貸借          当事者間の法律関係 使用貸借</p> <p>所有権の登記の有無 (所)          申し出の理由 農従者の労力不足等のため</p>
--	--

補足説明	<p>農林水産課 盛光主幹</p> <p>利用権設定については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に照らして各要件を満たしていることが必要なので説明をします。</p> <p>受付番号30-6、30-7ですが、借受人が同じである為、併せて説明させていただきます。主たる経営作物は水稲で、構成員は○人、うち○人が専従者となっております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号要件は、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることとなっており、農業による自立の意欲、能力が認められるなど、須崎市の基本構想の利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、適合すると考えます。第2号イ農用地のすべてを効率的に利用することの要件、第2号ロ農作業に常時従事することの要件につきましても、適合すると考えます。第3号の要件は18条第2項第6号にて利用権設定後に農用地を適正に利用していないと認められた場合の貸借解除を定めたものでこの件については対象ではありません、第4号の規定で対象農地の所有権等の権利を有する者の全ての同意についても、所有権以外に第4号に規定する権利を有する者はいないため、この要件は満たしております。</p> <p>受付番号30-8についてですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号要件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構は、須崎市の基本構想の利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、適合すると考えます。第2号要件につきましても、但し書きの農地中間管理事業の実施による利用権の設定に適合すると考えます。第3号の要件は18条第2項第6号にて利用権設定後に農用地を適正に利用していないと認められた場合の貸借解除を定めたものでこの件については対象ではありません。第4号の規定で対象農地の所有権等の権利を有する者はいないため、この要件は満たしております。</p> <p>以上であり、今回の申請3件について農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>市川会長</p> <p>この件について何かご意見ご質問ございませんでしょうか。</p>
補足説明	<p>農林水産課 盛光主幹</p> <p>利用権について確認したいんですが所有者が必要が無くなる。この方の場合、相続で所有権がきれいに登記で変更することが出来ていない状態にして、亡くなられた人でも所有者であればそのままいくべきではないかとの事でしたので、一応亡くなられた方を所有者としてお名前を書かせて頂いて、右の方に利用権設定の設定関係の申出書の2枚目、というか上下書いてる分になりますが、利用権を設定する土地の(B)Bと言うのは○○○○さん以外の権限者等(E)相続人が○○○○さん。もう一人は○○○○さん。正式</p>

	<p>には〇〇〇〇〇〇さんだけが今の所戸籍等で確認いたしましたので、こう言う形で出させていただきました。</p>
議 長	<p>市川会長 この他に意見やご質問は何かございませんでしょうか。</p>
意 見	<p>10 番中平委員（推進委員） 議案第 3 号農用地利用集積計画について（諮問）承認し答申をしたいと思います。</p>
審 議	<p>市川会長 別に問題も無いので、承認をして答申をする事にご異議ございませんでしょうか。</p>
採 決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議 長	<p>市川会長 ご異議無い様でございますので、議案第 3 号農用地利用集積計画について（諮問）ですが、承認する事として答申をしたいと思います。ありがとうございました。</p>
議案説明	<p>小野局長 議案第 4 号農用地利用配分計画案について（諮問）上記のことについて、須崎市長より別冊のとおり諮問があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、審議のうえ意見を求める。平成 30 年 9 月 28 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。別冊のとおり。</p>
補足説明	<p>農林水産課 盛光主幹 議案第 4 号農用地利用配分計画案。平成 30 年度第 1 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、意見の決定を求める。平成 30 年 9 月 28 日須崎市長職務代理者須崎市副市長横畠浩治。</p> <p>農用地利用配分計画案</p> <p>貸付する農用地等 土地所有者住所氏名 ○ ○ ○〇〇〇〇〇〇〇番地 契約者（相続人） ○ ○</p> <p>権利設定する土地 須崎市下分字大畠甲 3119 面積 1,211 m<sup>2</sup></p> <p>設定する権利 種類 使用貸借 期間 平成 30 年 10 月 1 日～平成 40 年 9 月 30 日</p>

	<p>賃料 ○円</p> <p>農用地等の借受見込み 貸付先住所氏名 ○○ ○○ ○○○○○○○○番地  農業者区分 区域内  設定する権利等 種類 使用貸借  期間 平成 30 年 10 月 1 日～平成 40 年 9 月 30 日  賃料 ○円  利用内容 野菜</p> <p>契約状況 新規契約</p> <p>1 筆 1,211 m<sup>2</sup></p> <p>借受選定理由書</p> <p>貸付農用地 土地の所在 須崎市下分大島甲 3119 面積 1,211 m<sup>2</sup>  借受希望者 ○○ ○○ 優先順位 ○  ○○ ○○ 優先順位 △</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○ ○</td> <td>○ ○</td> </tr> <tr> <td>選定理由</td> <td>1. 基本事項への適合</td> <td>①規模拡大又は分散錯圃解消</td> <td>○</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>②他の経営への支障</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>③新規就農者への配慮</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>④公平かつ適正な調整</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2. 優先配慮事項該当</td> <td>①利用権の交換</td> <td colspan="2">_____</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>②集落営農に利用</td> <td>△</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>③新規就農者</td> <td colspan="2">_____</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>④隣接して農業経営</td> <td>○</td> <td>▲</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>⑤貸付者の意向</td> <td>○</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3. その他優先理由</td> <td>①人・農地プラン等を考慮</td> <td>○</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>②経営農地との位置関係</td> <td>○</td> <td>▲</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>③希望条件との適合性</td> <td>○</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>④地域農業発展への寄与度</td> <td>○</td> <td>△</td> </tr> </table>				○ ○	○ ○	選定理由	1. 基本事項への適合	①規模拡大又は分散錯圃解消	○	△			②他の経営への支障	○	○			③新規就農者への配慮	△	△			④公平かつ適正な調整	○	○		2. 優先配慮事項該当	①利用権の交換	_____				②集落営農に利用	△	△			③新規就農者	_____				④隣接して農業経営	○	▲			⑤貸付者の意向	○	△		3. その他優先理由	①人・農地プラン等を考慮	○	△			②経営農地との位置関係	○	▲			③希望条件との適合性	○	△			④地域農業発展への寄与度	○	△
			○ ○	○ ○																																																																			
選定理由	1. 基本事項への適合	①規模拡大又は分散錯圃解消	○	△																																																																			
		②他の経営への支障	○	○																																																																			
		③新規就農者への配慮	△	△																																																																			
		④公平かつ適正な調整	○	○																																																																			
	2. 優先配慮事項該当	①利用権の交換	_____																																																																				
		②集落営農に利用	△	△																																																																			
		③新規就農者	_____																																																																				
		④隣接して農業経営	○	▲																																																																			
		⑤貸付者の意向	○	△																																																																			
	3. その他優先理由	①人・農地プラン等を考慮	○	△																																																																			
		②経営農地との位置関係	○	▲																																																																			
		③希望条件との適合性	○	△																																																																			
		④地域農業発展への寄与度	○	△																																																																			
議 長	市川会長																																																																						
意 見	<p>皆さんご質問ご意見ございませんか。無いようでしたら、どなたかご意見をお願いいたします。ご承認頂けますでしょうか。</p> <p>10 番中平委員（推進委員）</p> <p>議案第 4 号農用地利用配分計画案について。別に問題もないとの事ですので、承認し</p>																																																																						

審議	<p>て答申をしたいと思います。</p> <p>市川会長 別に問題も無いので、承認をして答申をすることにご異議ございませんでしょうか。</p>
採決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議長	<p>市川会長 ご異議無い様でございますので、議案第 4 号農用地利用配分計画案について（諮問）ですが、承認する事として答申をしたいと思います。ありがとうございました。 続きまして報告事項（1）農地の時効取得について。を議題といたします。事務局からお願いします。</p>
議案説明	<p>小野局長 報告事項（1）農地の時効取得について。上記のことについて、高知地方法務局須崎支局より下記のとおり所有権移転登記申請がなされた旨の通知を受理したので報告する。平成 30 年 9 月 28 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1)申請者           住所    〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地                           氏名及び件数    〇〇 〇 1 件</p> <p>(2)申請受理面積    田 226 m<sup>2</sup>    合計 226 m<sup>2</sup></p> <p>番号 1 権利者 地区 〇〇〇 住所氏名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地 〇〇 〇                   義務者 地区 〇〇〇 住所氏名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地 〇 〇〇〇〇                   土地の所在地 須崎市浦ノ内東分字ヲカヤシキ 1006 番 4                   土地の表示 地目 田 面積 226 m<sup>2</sup>                   事由 登記原因日付 平成 6 年 7 月 29 日                           時効取得受付 平成 30 年 8 月 27 日</p>
閉会宣言	<p>市川会長 ご意見ご質問ありませんでしょうか。 以上で議案は終わりましたが、その他の件で何かございませんか。無いようでしたら、以上で第 11 回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でございました。</p>

閉会 午後2時45分

その真正なることを証して署名する。

議 長

9 番

10 番